

業務名: R8本部港国際旅客施設・緑地整備検討業務

企 画 提 案 仕 様 書

1. 業務名

R8本部港国際旅客施設・緑地整備検討業務

2. 業務期間

契約締結日の翌日から令和 9年 3月 19 日まで

3. 業務の目的

本部港(本部地区)において、クルーズ船寄港時の利便性向上やみなとの賑わい空間を創出するため、ふ頭用地や緑地において、官民連携による旅客施設(待合、CIQ、駐車場、商業などの集客施設を含む)の整備および運営について、可能性調査を行う業務である。

4. 業務項目

1)計画準備

国際旅客船拠点形成計画等の既往計画および過年度の基礎調査(本部港国際旅客施設・緑地整備検討業務委託(R7))を踏まえ、検討に必要な前提条件等を整理する。

2)国際旅客施設・緑地整備に係る空間形成の検討

クルーズ船寄港に必要な国際旅客施設(待合、CIQ、駐車場、商業などの集客施設を含む)および港湾緑地の空間形成を整理し、実現性の高いプランを検討する。

3)国際旅客施設・緑地整備に係る官民連携スキームの検討

クルーズ船寄港に必要な国際旅客施設(待合、CIQ、駐車場、商業などの集客施設を含む)および港湾緑地の整備・運営に向けて、実現性の高い官民連携スキームを検討する。

4)国際旅客施設・緑地整備に係る事業者意向調査(サウンディング調査)

クルーズ船寄港に必要な国際旅客施設(待合、CIQ、駐車場、商業などの集客施設を含む)および港湾緑地の整備や運営のプレイヤーとなりうる事業者を対象として、意向調査を企画し、スケジュール、提示資料、ヒアリング事項等を整理のうえ実施する。発注者と協議のうえ、対象事業者を5者程度選定し、対面またはオンラインでヒアリングを実施する。事業者意向調査(サウンディング調査)の結果は、業務内容2)および3)への反映を検討する。

5)事業化に向けたスケジュール策定と次年度以降に向けた課題抽出

クルーズ船寄港に必要な国際旅客施設(待合、CIQ、駐車場、商業などの集客施設を含む)および港湾緑地の整備および運営に向けて、事業全体のスケジュールを検討する。

次年度以降における官民連携スキーム推進や公募に向けた課題を抽出する。

6) 打合せ協議

業務を適正かつ円滑に実施するために、業務着手時・中間2回・完了時の計 4 回を行うことを原則とするが、業務の進捗状況等を踏まえ、必要な場合は適宜行うものとする。

7) 報告書作成

本業務は、電子納品対象業務とする。

●電子納品(CD-R) 1式

●報告書(2部)

※成果物の著作権および所有権は沖縄県に帰属する。

本業務の実施に当たり、第三者の著作権等その他権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

5. その他

- ① 本仕様書に記載されていない事項及び仕様書等に疑義が生じた場合は、その都度協議し、調査職員の指示を受けなければならない。
- ② 本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の変更協議または関連する業務の予定価格の算定にあたっては、本業務の請負比率（当初契約額÷当初設計額）を変更業務価格または関連業務の設計額に乗じた額で行うものとする。
- ③ 業務環境に関しては、業務環境改善実施要領（案）の3. 取組内容について、業務着手時の打合せ時に協議し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿へ記録すること。
- ④ 業務実施にあたっては、本仕様書の定めその他、特定した企画提案書に拠ること。

6. 企画提案書

1) 業務実施方針（1ページ以内）

本業務を効率的かつ効果的に実施し、所定の目的を達成するために必要な業務実施方針、業務フロー、業務工程計画について記載する。

2) 【特定テーマ①】本事業における空間形成の実現性を高めるための課題とそれに対する対応策について（1ページ以内）

3) 【特定テーマ②】本事業における官民連携スキームの実現性を高めるための課題とそれに対する対応策について（1ページ以内）

4) 【特定テーマ③】事業者意向調査（サウンディング調査）を行うにあたり、民間業者の参画意欲を引き出すためのポイントおよび具体的な取組について（配点10点）（1ページ以内）

・的確性、実現性の高い提案か

7. 予算に関する要件（契約限度額）

本業務に係る予算（契約限度額）は10,098千円（税込）であり、この範囲内で業務目的を達

成するために効率的かつ効果的な企画提案を行うこと。ただし、当該予算は企画提案のために設定した金額であり、契約金額ではない。

8. 提案にあたっての留意事項

1) 提案にあたっての参考資料

・「沖縄県 本部港 国際旅客船拠点形成計画」（沖縄県）平成30年 ※沖縄県 HP 記載

2) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の契約の仕様書とは異なる場合がある。

3) 企画提案が選定された場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。

4) 本仕様書記載の業務の内容については、実施段階で予算や諸事情により変更することがある。

9. 業務の再委託の制限

1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

① 契約の主たる部分

- ・ 契約金額の 50 %を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。また、企画提案募集要項2(1)から(7)の応募資格に該当しない者に契約の履行を委任し、又は請負させることはできない。

3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負せようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負せるときはこの限りでない。

① その他、簡易な業務

- ・ 緑地及び駐車場における利用状況調査等
- ・ 資料の収集・整理
- ・ 複写・印刷・製本
- ・ 原稿・データの入力及び集計

10. その他留意事項

- 1) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方が協議して定めるものとする。
- 2) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項（※）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

（※）契約保証金について（沖縄県財務規則抜粋）

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- （1） 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- （2） 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- （3） 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。